

2017年11月10日

### 中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2017年11月10日開催の当行取締役会において、第134期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の中間配当の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

当行定款第36条の規定にもとづき、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 中間配当金          | 1株につき4円50銭 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2017年12月8日 |

以上

---

#### 中間配当金および端数株式処分代金のお支払いについて

- 2017年10月1日をもって、普通株式5株を1株に併合いたしましたが、第134期中間配当金につきましては、基準日が2017年9月30日であるため、株式併合前の株式数に基づき、お支払いいたします。
- 株式併合の結果、1株未満の端数が生じた株主各位には、端数に応じて端数株式処分代金をお支払いいたします。
- 中間配当金および端数株式処分代金に関する書類につきましては、きたる12月7日にお届出住所あてにご送付申しあげる予定です。

**【株主名簿管理人連絡先】**

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
日本証券代行株式会社 代理人部  
TEL 0120-707-843（フリーダイヤル）